

Title	ジョルジュ・サンドと異性装の時代：19世紀フランスの女性異性装者たち
Sub Title	George Sand et le travestissement des femmes au XIX ^e siècle en France
Author	西尾, 治子(Nishio, Haruko)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. フランス語フランス文学 (Revue de Hiyoshi. Langue et littérature françaises). No.68 (2019. 3) ,p.1- 25
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10030184-20190331-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョルジュ・サンドと異性装の時代

——19世紀フランスの女性異性装者たち——

西尾治子

ジョルジュ・サンド（1804–1876）は、異性装を実践した女性作家として知られている。サンドが生きた時代は文学作品のみならず、祝祭を始めとする日常生活においても異性装が隆盛を極めた時代であった。フランスでは異性装が流行したのは18世紀まででそれ以降は廃れたとする説がある一方、19世紀に入っても異性装は多様な形で存続していたという事実が明らかになっている。「男装の麗人」と謳われたジョルジュ・サンドが、自らの異性装に関し自伝や書簡集で頁を割き、数々の作品に異性の衣服を着用する登場人物を描出したのは、その一例にすぎない。

異性装が文学を嚆矢とし、医学、精神分析学、心理学、社会学、人類学、歴史学などの学問領域が広く関心を抱いてきたことは、周知の通りである¹⁾。

1) 異性装研究家の新實五歩は、先行研究として次の文献を挙げている。Laure-Paul Flobert, *La femme et le costume masculin*, Imprimerie Lefebvre-Ducrocq, Lille, 1911, Heike Baur, éd. *Women and cross-dressing 1800–1839*, vol. I, London, 2006, Philippe Perrot, *Les dessus et les dessous de la bourgeoisie*, Arthème Fayard, 1981（フィリップ・ペロー『衣服のアルケオロジ——服装からみた19世紀フランス社会の差異構造』大矢タカヤス訳、文化出版局、1985）。Yvonne Deslandes, « Le pantalon féminin, la gurre des sexes », *Peplos*, no. 15, Association pour la promotion du prêt-à-porter, 1984. 中央大学社会科学研究所研究チーム「セクシュアリティの歴史と現在」編集『異性装・同性愛書誌目録』中央大学社会科学研究所、2004。パトリック・カリフィア他『セックス・チェンジズ——トランスジェンダーの政治学』石倉由・吉池祥子他訳、作品社、2005。ルドルフ・M・デッカー他『兵士になった女性た

ジョルジュ・サンドと異性装に関する研究に関しては、ウラジミール・カレーニン、ジョルジュ・リューバン、ジョゼフ・パリー、長塚隆二による評伝がサンドの男装に言及しているほか、最近では、フランスのジョルジュ・サンド学会 Les Amis de George Sand の学会誌 *Les Cahiers George Sand* no. 38 が 2016 年に « Le Monde et le vêtement » と題する特集を組み、Catherine Masson によるサンドの自伝や男装するヒロインを描いた小説『ガブリエル』を分析した論究の他、複数の関連論文を掲載している。さらに、Catherine Nesci や Annabelle Rea がジェンダーの視点からサンドの異性装を考察している他、最近では Martine Reid が来日し関西で女性作家と異性装に関する講演をおこなう等、このテーマは盛んに取り上げられている²⁾。本稿ではこれらの先行研究を踏まえ、まず、ジョルジュ・サンドの異性装を男装という側面から考察する。

次いで、サンドと同時代に生きた二人の女性異性装者フランソワとジャンは、いかにして異性装の一生を貫き得たのか、その知られざる足跡を追うことにより、異性装が 19 世紀のジェンダー史に残した意義を明らかにしたい³⁾。

はじめに：異性装とは何か

服装とは、その人の個性を表す社会的コードである。個性はその人のアイデンティティにはかならないが、18 世紀に解剖学が女性特有の生殖器官を

ち——近世ヨーロッパにおける異性装の伝統』大木昌訳、法政大学出版局、2007。石井達郎『異装のセクシュアリティ——人は性を超えられるか』新宿書房、1991。

- 2) 2018 年 12 月 6 日、奈良女子大学文学部言語文化学科主催、アジア・ジェンダー文化学研究センター共催講演「異性装の意味するところ ジョルジュ・サンドとコレットをめぐる」
- 3) 参考までに本稿末尾に年表フランスジェンダー史を付した。参考：ジャン＝ルイ・ドブレ、ヴァレリー・ボシュネク『フランスを目覚めさせた女性たち——フランス女はめげない！ 社会を変革した 26 人の物語』西尾治子他訳、パド・ウィメンズ・オフィス、2016。Y-History 教材工房 <http://www.y-history.net> (2018 年 11 月 2 日閲覧)

発見し、男とは異なる女の性が存在することを理解して以来、女性を男性の未完成版と規定していたワンセックス・モデル論から女性の性をさらに下位構造に押し込めるツーセックス・モデル論へと女性観は移行し、2つの性差が明確に絶対化されることとなった⁴⁾。こうした性差観の大転換に伴い、衣服もまた男女の性別を表す有効かつ強力な社会コードに変換されていった。その結果、たとえば女の子は長い髪にスカートとピンク色、男の子は短髪にズボンに青色といったカラーに表象されるように、髪型や衣服の形状・色彩などが性を識別する記号として機能し、王子様に求婚されるお姫様といった幸せな結婚のイメージとともに近現代人の無意識の底に刻印され、近代家族を構築する社会的コンセンサスや社会規範となって世界的規模で流布していった。

ところが、経済的理由や身体的理由あるいは自らの信条によりこの強固な社会規範を逸脱せざるを得ない人々が近世フランスに存在したことはあまり知られていない。その人々とは、自らの性自認（ジェンダー・アイデンティティ）に従い、社会規範が押しつける衣服とは反対の性の衣服を身につけ、性別を越境する異性装者（トランスジェンダー）と呼ばれる彼女・彼らである。

フランス語で「異性装をする」は「*travestir*」に相当するが、19世紀ラルース事典によれば、この動詞の語源はラテン語の接頭詞の「*tra.*」
 «*trans*»（変化する・超える）と *vestire*（衣服を着せる）を合成した語に由来しており、リトレ辞典はデュ・ベレやモンテーニュを引用し、すでに16世紀にこの言葉が使われていたと指摘している⁵⁾。このほか、同時代の

4) トマス・ラカー『セックスの発明——性差の観念史と解剖学のアポリア』高井宏子訳、工作舎、1998。

5) Pierre Larousse, *Grand Dictionnaire Universel du XIXe siècle*, t. 15, 1876, p. 446. «*travestir*»に関し、リトレ辞典 (*Dictionnaire Littré*) は、次のような事例を引用している。*Et qu'il eut à luy envoyer un sien fidele transvesty*, DU BELLAY, M. 525. *Plusieurs soldats transvestiz en paisans*, DU BELLAY, M. *ib.* *Ce sont delices aux princes, c'est leur feste, de se pouvoir quelquefois travestir et desmettre à la façon de vivre basse et populaire*, MONTAIGNE, I, 331. <https://www.littre.org/definition/travestir> (2018年11月28日閲覧)

シェークスピアの『ヴェニスの商人』のポーシャの男装に見られるように、異性装は古い時代から文学者や哲学者が関心を寄せる現象でもあった。

ここでは、生物学的（身体的）な女性が男性の服飾を総体的に身にまとうことを「男装」、逆の場合を「女装」とし、異性装とは、服装倒錯を指すニュアンスの強い異性装嗜好やフェチシズムとは異なり、「社会通念とされる服装規範に違和感を持ち、身体とは逆の性別の服飾を総体的に身にまとうこと」であり、それにより「性別を越境すること」を「トランスヴェスタイト」と定義しておきたい⁶⁾。

I. 19世紀フランスの異性装者：ジョルジュ・サンド（1804–1876）

1.1. サンドの幼児時代の異性装：軍服

1832年、ジョルジュ・サンドは愛のない結婚の犠牲者となるヒロインを描いて女性たちの心を揺さぶり感動させた処女作『アンディアナ』を出版し、ベストセラー作家となったが、この時、恋人のジュール・サンドオの名前の一部を借用した男の作家名でデビューを果たした。この男性作家名と男装（男子学生やシルクハット、燕尾服、ブーツなどの若者の服装）という2つの異性装がサンドのトレードマークとなり、当時は男性作家が独占していた文壇に紅一点の女性作家として仲間入りしたのであった。

サンドはショパンと同様、社交的な場が好きではなく、人前では控えめで口数も少なく聞き役に廻るタイプの性格であった。このようなサンドにとって、男装を実践することに抵抗はなかったのだろうか。ところが、サンドは抵抗感を感じるどころか、幼い頃から作家生活を通し実に40年もの間、男装を實踐し、異性装には慣れ親しんでいたと思われる。というのは、サンドが自伝に幼少の頃から作家となってからの男装体験を詳しく書き残しているからである。

6) トランスヴェスタイトとは「異性装を實踐する現象や人々」を示す。この場合、異性装を實踐する当事者の性自認が、異性に移行するとは限らない。また、ジェンダー（社会的性別）とは、生物学的性に基づいて社会的に要求される役割などの社会的性差を指す言葉として用いられる。

自伝によれば、オロール・デュパン（サンドの実名）は、3歳のとき、身重の母ソフィに連れられて父モーリス・デュパンが闘うスペインの戦地を訪れたが、この時、すでに異性装を経験している。というのは、父モーリスはナポレオン軍のミュラ將軍の元で副官を務めていたが、このとき戦場に妻子が現れたことに將軍は不快感を示した。母親のソフィは幼い娘のオロールに「純金のボタン」ついた軍服、「モロッコ皮のブーツ」や「サーベル」を身につけさせて上官の機嫌をとるという名案を思いついた。ミュラ將軍はサンドの愛くるしい軍服姿に機嫌を直し、一家を親しい内輪の仲間として扱ってくれるようになったというのである⁷⁾。

將軍がオロールの男装を女の子の変装と見破ったという確証はないが、その可能性は残されている。というのは、当時の西欧諸国では、男の子に女装をさせるという習慣があったため、人々はその衣服を着ている子どもの性別の取り替えに違和感をもっていなかったと推測されるからである。フランスの貴族やブルジョワ家庭では、中世以来、赤ん坊の時は、あたかもミイラのように身体をぐるぐる巻にするスワドリング（包帯巻き）がおこなわれ、幼少の時期は7、8歳頃まで男児に女兒のドレスを着せたりスカートをはかせて女装させる習慣があった。『エミール』の著者ジャン＝ジャック・ルソーは、赤ん坊の自由を奪うスワドリングに異を唱え糾弾した⁸⁾。歴史家のフィリップ・アリエスは、『子供』の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』の中で、西欧社会が「子ども」の存在に気づき「子ども」として捉えるようになったのは18世紀後半以降のことだと指摘している。それまでは「子ども」は動物かペットと同様に考えられており、『有閑階級の理論』

7) George Sand, *Œuvres autobiographiques, Histoire de ma vie*, t. I, Gallimard, Paris, 1970, pp. 568–569.

8) 印象派の画家ルノワールの息子は、大人になってから父親が描いた自分の子どもの頃の女装姿を見て羞恥心を抱いたという逸話が残されているように、この慣習は男性自身が不快に思うものであったようである。柳原美紗子「子どもは愛されたのか？ ヨーロッパの子ども服の歴史」<http://m-yanagihara.cocolog-nifty.com/blog/2016/08/post-f14a.html> (2018年11月30日閲覧)

の著者ソースティン・ヴェブレンも、可愛らしい女装の「子ども」を連れ歩くことは富裕層であることの証しであり、「子ども」は虚飾的な消費の客体に過ぎなかったのである⁹⁾。

こうした文脈を考慮すると、ミュラ將軍の前の幼いオロールの異性装は女装と反対の男装であっただけに、時代の先端をいく行為として「とりかえばや」の視点から注目に値するだろう。

1.2. サンドの子ども時代の異性装：少年の衣服

幼少の時に異性装を経験したオロールは、子ども時代に再び男装を経験することになる。

スペインから苦しい旅路の果てに何とか祖母の待つノアンに戻ったオロール・デュパン一家だったが、現地で生まれた目の見えない弱冠3ヶ月の弟を亡くすという不幸に見舞われて間もなく、さらに父モーリスが將軍の贈呈に与かったあばれ馬に振り落とされ亡くなるという災難に遭遇する。そのため、母親と祖母の間の激しい論争の末、結局、母ソフィは親権を祖母に譲ってパリへと去って行ってしまい、オロールの教育は父の家庭教師であったデシャルトルに委ねられることになる。オロールを男装させたのが、この家庭教師デシャルトルだったのである。彼は「いちばん体力をつけるべき大事な時期の女の子の服装が、彼女たちの自由を利かないようにしてしまっている」と考えた。少年の恰好をさせた自分の娘を連れて狩りをしていた知り合いのオメール・ドゥ・ヴィレーヌ伯爵の服飾観に大いに感化されたためそのように考えるようになったのだ¹⁰⁾。デシャルトルの社会通念に囚われない教育方針によってサンドは自由で独立心に富む女性作家に成長したといっても過言ではないだろう。

サンドは当時英国やフランスで流行していた富裕層の男の子に女装させる習慣とは逆の独創的な衣服習慣を実践していたことになるが、かつては父方の家系がジャン＝ジャック・ルソーと親しく交流し、サンド自身もルソーの

9) ソースティン・ヴェブレン『有閑階級の理論』高哲男訳、筑摩書房、1998。

10) *Histoire de ma vie, op.cit.*, t. I. p. 1079, p. 1444, note 2.

哲学思想に心酔していたことから、自身が男装をすることに自由と開放感に満たされることはあっても、羞恥心や引け目を感じることはなかったと推測される。さらに「当時の襲のないスカートは、ぴったりしていて身体が細いさやに入っているようなもので、水たまりを渡ろうとすると必ず靴を落っことしてしまった」と回想しているように、オロールにとって男の子の服装は当時の女の子のドレスより明らかに有益性のあるものだった¹¹⁾。

さらに重要だと思われることは、サンドが娘のソランジュにも男の子の服装をさせていたという事実である。サンドの書簡集全 26 巻を編纂したジョルジュ・リュバンは、ノアンに滞在した時にこの様子を目にしたバルザックがハンスカ夫人宛ての手紙の中で「彼女は娘のソランジュを男の子にしているが、これはよくないことだ」と書いていると記している¹²⁾。娘に男装をさせていた事実は、サンドの同郷の友人ギュスターヴ・パペ Gusave Papet に宛てた手紙においても確認することができる。サンドはパペを通シタボー Thabaud 洋服店に子ども服を注文していたが、息子のモリス用の白いビロードのブリーツ付きのズボンと一緒に「ソランジュにも同じ数を」と依頼しているのである¹³⁾。

女性の衣服が窮屈で自由な動きを奪っていると考える男装の女性作家サンドが、同じ性の娘にも異性装を实践させていたことは、着目に値する。そこには、女性にとって快適かつ実用的な衣服習慣は時代を超えて継承させていくべきだとするサンドの斬新な考えが反映されており、このサンドの衣服観は後に誕生するココ・シャネルが座右の銘とした常識に囚われない創造精神の先陣をきっていたと考えられるからである。

1.3. 1830 年代以降のサンド：男子学生の恰好・シルクハットの若者

1831 年 1 月 4 日、27 歳のオロールは作家になる決意を胸に、七月革命の政治的熱気の醒めやらぬパリへと旅立つが、大都会パリでもオロールは異性

11) *Ibid.*, pp. 1079–1080.

12) George Sand, *Correspondance*, t. V, p. 297, note. I.

13) George Sand, *Correspondance*, t. II, p. 158, et t. V, p. 298.

装を实践することになる。1822年、オロールは18歳でカジミール・デュデュヴァン男爵と結婚をし、祖母から遺産として相続したノアンの館に夫が住むという婿入りのような形の結婚生活が成立していた。ところが、夫婦の間に趣味の相違による齟齬が起き、夫が妻に対して罵詈雑言を記した遺言書を机の抽斗に隠していたという裏切り行為が発覚して以来、オロールは二人の子どもがいたにも拘わらず、一年の半年を夫と別居してパリで暮らし作家となる決心を固める¹⁴⁾。オロールの方が資産も社会的ステイタスもカジミールより上だったが、当時の法律では、たとえ妻の財産であっても夫の許可がなければ妻は自由に出費することは出来なかった¹⁵⁾。サンミッシェル河岸にアパートマンを見つけ屋根裏部屋生活を始めるが、彼女は友人となったバルザックが言っていた「年額2万5千フランがないかぎり、女性はパリにいられませんよ」という言葉を思い出す。彼女のように男爵夫人という貴族の身分では、1日に3回はドレスを着替えなければならず、衣装代だけでも相当な出費を覚悟しなくてはならなかった¹⁶⁾。夫が取り決めた金額は、これより遥かに少額でとても衣装代を捻出する余裕はなかった¹⁷⁾。窮状を訴えられた母ソフィが娘に与えた助言は、またしても男装をするという秘策であった。こうして「グレーの厚手の生地で作ったフロックコート」と「ズボン」に「チョッキ」それに「帽子」「ネクタイ」「ブーツ」という極めて経済的な服装である当時の学生服で身を固めたサンドは、「背の低い学部一年生」のようにフレッシュな「男子学生」となり、完璧な変身を遂げることになった¹⁸⁾。

このように、オロールの異性装の主要な動機は経済的要因であったが、それだけに留まるものではなかったと考えられる。地方から上京してきて「芸

14) バルザックの秘書を務めた、サンドの当時の恋人ジュール・サンドオがオロールの決心の後押しをしたことも見逃せないだろう。

15) *Histoire de ma vie, op.cit.*, t. II, pp. 102–103.

16) *Ibid.*, t. II, p. 116.

17) *Ibid.*, t. II, pp. 114–122. 月額25フランの家賃と月額15フランの女中の家事代、それに1日2フランの定食屋からの食事のデリバリーを支払うと、男爵夫人として恥ずかしくないレベルのドレス代金を捻出する余裕はなかった。

18) *Ibid.*, p. 117.

術や演劇について何も知らない」が「女性芸術家」になりたいと願っていた彼女にとって、男装の第一の目的は、女性に禁じられていた場所に赴き、同郷の男性の友人たちと同様、都会の芸術や演劇、文学や政治について知りたいという知的欲求を満たすことであり、この動機は、極めて強いものであったからだ。読書欲に駆られ、真冬の凍てつくマザリヌ図書館で寒さのあまり木彫り人形のように固まった男性たちに混じって読書に励んだサンドは、この時着ていた服装について言及してはいない。しかし、当時は図書館やカフェが女人禁制の場所であったことから、サンドの図書館通いも男子学生の異性装であったと考えて間違いのないと思われる¹⁹⁾。

ところで、異性装の研究においては女性の男装と政治活動との結びつきが重要視される傾向にある。サンドの場合は、多くの市民の犠牲者を出した1832年のサン・メリー修道院のバリケード事件や1834年にリヨンを中心に起きた政治暴動の後、多数の逮捕者を裁くために開かれた巨大裁判がこれに該当する最も象徴的な例と云えるだろう²⁰⁾。1835年5月に開廷したこの巨大裁判で弁舌さわやかな熱弁を揮いフランス中の話題の人となったのが、当時のサンドの愛人で弁護士のミッシェル・ドゥ・ブールジュであった。リュクサンブール宮殿の貴族院（1814年から1848年までの上院）で開廷されたこの巨大裁判には、約百名の男装をした女性たちが傍聴者に紛れ込んでいたとミッシェル・ペローは指摘している²¹⁾。サンドもまた男装をしてこの裁判を傍聴した事実が、彼女のドカーズ貴族院議員宛ての入廷許可を依頼する

19) *Ibid.*, p. 116. 19世紀フランスの女人禁制の場所として、読書クラブや図書館、カフェが挙げられている。新實五穂『社会表象としての服飾——近代フランスにおける異性装の研究』東信堂、2010、p. 38（注9）。

20) Thomas Bouchet, « Le cloître Saint-Merry (5–6 juin 1832). Histoire d'un cheminement vers l'oubli, 1832–1862 », *Revue d'Histoire Moderne & Contemporaine Année 2000*, 47–1, pp. 113–130.

21) ミッシェル・ペロー『歴史の沈黙——語られなかった女たちの記録』持田明子訳、藤原書店、2003、p. 341。巨大裁判およびサンドの政治思想に影響を与えた思想家たちについては次の文献を参照。西尾治子「ジョルジュ・サンドの初期作品群と当時の思想家達」『フランス文化の心——その言語と文学』駿河台出版社、1993、pp. 31–50。

書簡に読み取ることができる²²⁾。

1830年代の七月革命やリヨン暴動もさることながら、サンドが最も関心を持ち積極的に政治活動に身を投じたのは、パリの労働者・学生・市民が大規模な反政府デモをおこない国王ルイ＝フィリップを退位させ第二共和政を樹立した1848年の二月革命であった。サンドは政府の中枢を担う内務大臣となった幼馴染みのルドリュ・ロランや外務大臣のラマルティースと頻繁に連絡を取り合い、臨時政府樹立のために奔走した。リュクサンブール宮殿近くの住まいを閣僚たちの秘密会議に提供することさえあった。その一方で、サンドは「芸術の分野でも革命を！」と、新国立共和国劇場の完成式典のために、自ら企画した翻案を推進した。式典ではサンドが開幕スピーチをおこない、白と赤のサッシュを身につけたパリ音楽院の少女合唱隊をバックに、友人のポリヌ・ヴィアルドが作曲した「新マルセイエーズ」が披露されたのだった²³⁾。ところが、この熱狂的な政治の時節のサンドの男装姿は、三十年代に比べ、肖像画、カリカチャーや書簡や自伝などの記述にわずかしか見られない。歴史的に混沌とした時代であったからではないかと推測されるが、真実はまだ解明できていない。

サンドの男装が最も多いのは、1830年代後半から1840年初頭までである。1830年代のシルクハットにフロックコート、脚にぴったりフィットしたパンタロンという若者たちと同じ出で立ちをして、サンドは仲間たちと一緒に劇場などに出かけた。ただし、当時のロマン主義を標榜する「若きフランス」の青年ゴーチエのように、赤やピンクのチョッキを着るところまでの変装はしていなかったようである。サンドの男装はいつまで続いたのかという点に関し、新實は1850年代にサンドが自分用の男物のシャツをオーダーす

22) 貴族院議員のドカーズ公爵宛への手紙およびサン・シモン主義者のアドルフ・ゲルーに関しては、以下の書に詳しい。『社会表象としての服飾——近代フランスにおける異性装の研究』前掲書、pp. 51-55、62（注38、40）。

23) 式典の様子はサンドから息子モーリスに宛てた手紙に詳しく描写されている。George Sand, *Correspondance*, t. VIII, Éditions Garnier Frères, 1971, pp. 388-390.

る手紙が何点か存在することから、サンドの男装は1850年の秋頃までだった可能性がある²⁴⁾と推察している。2月革命が失敗に終わり、失意のサンドはノアンで暮らすことが多くなり、前年の1847年から書き始めていた田園小説の執筆に勤しむようになってゆく。1860年代及び1870年代になると、書かれた小説に男装のヒロインが登場することはあっても、サンド自身は着用品が楽で地味な色のゆったりしたワンピース風の洋服を着ている写真が残されており、男装生活からは遠ざかっていたものと推測される²⁵⁾。

これまでみてきたようにサンドの異性装は、幼児時代の軍服、子ども時代の少年服、パリ時代の男子学生という、少なくとも3種類の異性装を実践したと考えられる。

1.4. ジョルジュ・サンドのジェンダー・アイデンティティ

では、サンドは自らの性別をどのように認識していたのだろうか。周囲の人々がサンドの性別について疑問を抱いたことは、よく知られている。最も典型的な例は、サンドを師匠と尊敬し往復書簡を交わしていたフロベールが1868年に思わず漏らした「第三の性」(« ô, vous qui êtes du Troisième sexe ») という言葉だろう²⁶⁾。女性詩人のエリザベス・バレット・ブラウニング(1806 - 1861)は「ジョルジュ・サンドと名乗る、この偉大な頭脳を持つ女性とこの偉大な心を持つ男性」に1847年、自らの詩を捧げた²⁷⁾。こうした例から知人たちにはサンドが両性具有的な存在と映っていたことは確かだと思われる。サンド自身は「どちらでもない」「姉妹でも兄弟でもお好きなようにお考え下さい」などとはぐらかしていた。しかし、子ども時代か

24) 『社会表象としての服飾——近代フランスにおける異性装の研究』前掲書、p. 57。

25) 仏大革命を舞台に健気に生きる若き女性を描いた *Nanon* (1872) のヒロインは男装をする。

26) Joseph Barry, *George Sand ou le scandale de la liberté*, Seuil, 1982, pp. 263-270. 西尾治子「〈第三の性〉の作家、ジョルジュ・サンド」『女性空間』22、日仏女性研究学会、2005、pp. 117-124。

27) 英国の詩人ロバート・ブラウニングの妻。cf. Joseph Barry, *Ibid.*, p. 263.

ら幾たびも男装していた事実からサンドは FtM (Female to Male) のトランスジェンダーであったが、フルタイム異性装者ではなく、時間を限定したパート異性装者だったと考えて異論はないだろう²⁸⁾。

ところで、サンドが 1833 年に知り合った、詩人アルフレッド・ヴィニイの愛人で女優のマリ・ドルヴァルと親密な関係にあったことは、演劇界や文学界で大きな噂となったが、サンドがマリに会いに行くとき男装だったのかどうかについては、資料不足により検証できていない。サンドとドルヴァルが実際にレズビアンであったかどうかについても、批評家の間で見解が分かれている。しかし、ドルヴァルの演技はゴーチエやユゴーが目指していたロマン主義の精神を象徴しており、当時の新しい文学の息吹を体現する画期的なものだった。サンドがこの情熱あふれる女性に魅了されたのは自然の成り行きだったと云えるだろう。二人の間で交わされた熱い往復書簡やサンドの小説『レリア』*Lélia* (1833) あるいは戯曲の『名前のない天使へ』*À l'ange sans nom* の中に描かれている女性同士の親密な関係、またヴィニイの強いジェラシーを鑑みると、二人が固い愛情で結ばれていた可能性を事実として否定できないのではないかと考えられる²⁹⁾。

異性装を実践するヒロインが描かれているサンドの小説としては、*Indiana, Lélia, Histoire du rêveur, Mattea, Mauprat, Uscoque, L'Orco, Jeanne, Consuelo, La Coupe, Nanon* など 10 編以上に及ぶ。これらの物語世界に特徴的なことは、希にはあるが、サンド自身と同様、服装だけではなく名前も男性名に変えてしまっていることである。*Consuelo* の場合、ヒロインのコンスエロは少年バツハと旅をするとき彼に衣服を借りて男装するが、その際、ファーストネームもベルトーニと男性名に変更している³⁰⁾。サンド

28) 参照：森村至貴『LGBTを読みとく——クィア・スタディーズ入門』ちくま新書、2017。

29) Article “Dorval, Marie (1798–1849)” [archive], article de Ruth M. Pettis sur la LGBTQ Encyclopaedia, glbtq, Inc., 2015. (2018 年 12 月 12 日閲覧)

30) “Déguisement et quête de l’identité dans l’œuvre de Sandienne” 『日吉紀要 フランス語フランス文学』49・50 号、慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2009 年 12 月、pp. 155–175。「ジョルジュ・サンドの『コンシュエロ ルド

にとって異性装とは洋服のみでなく、パイプやステッキなど身の回りの装飾品と同様、自己のアイデンティティであるファーストネームが極めて重要な要素だったと云えるだろう。

では、サンドは、なぜこれほどまでに自らを異性装化する必要があったのだろうか。19世紀という女性が副次的な存在と位置づけられていた時代に、女が女を捨て疑似男を演じることは、社会で男と同等に扱われるためだけではなく、女には許されない成功を獲得するために不可欠の装置であった。「女と男は何と違うことだろう。心と精神には性別があるのだ。そのことに疑念はない。男女が反対の場合は、つねに例外とされるのだ」とサンドは当時の社会通念を分析する³¹⁾。だからこそ、当時の女が男と同じ成功を得るには、男装と男性名が必須の欠かさざるツールであった。サンドの筆名の画策は成功した。辛口批評家のドウ・ラトゥーシュが前言を翻してサンドに謝り絶賛した『アンディアナ』について新聞各紙はサンドのことを男性作家だと判断し、惜しむことなく称賛した。その様子をサンドは次のように書いている。

新聞という新聞が、ムッシュー・ジョルジュ・サンドのことを褒め称えて記事にした。各紙は、女性の気持ちや感情の機微については女性の手が加えられたと思われる箇所がまれに散見されるとしながらも、男性ではない女性が書いたものと判断するには文体や見識が雄々しすぎると明言した³²⁾。

いずれにしても、女性作家ジョルジュ・サンドの場合、幾ばくかの疑念は持たれながらも、男の筆名という一種の異性装のお陰で処女作を出版界に送

ルシュタット伯爵夫人』における変装の主題 (1) 『日吉紀要 フランス語フランス文学』51号、慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会、2010年10月、pp. 29-45。

31) *Histoire de ma vie, op.cit.*, t. II, p. 127.

32) *Ibid.*, p. 174.

り出しベストセラー作家になることが出来た。しかしその後、サンドが女性作家と判明すると、何を書いても辛辣な批評を浴びることになる。パッシングを受ける度に彼らの言い分を取り入れた次作を発表するのだが、今度は違う角度から酷評されるという辛酸をサンドは何度も経験しなくてはならなかった。男作家が君臨する文学の磁場で性を越境し男と同じ自由を手に入れようとする女作家に対し、男性中心主義の権力がいかに寛容でなかったかをサンドは自伝で強調しているのである³³⁾。駆け出し作家のサンドにとって異性装の力を借りて民法典や中枢権力、またそれらの言いなりになる未熟な世論に抵抗することが、創作の原動力となっていたという事実は、特筆に値するであろう。

確かにサンドが男装を中止したのは、著名作家の位置を確立し異性装に頼る必要がなくなったからだとする説に一理はあると思われる。他方で、第三の性と呼ばれるようになるサンドの性自認の観点から考察すると、サンド自身が表明しているように、出生時に割り当てられた女性・男性の性別のいずれでもないXジェンダーに移行したことが異性装停止の一要因だったと云えるのではないだろうか。子ども時代から性を越境する生き方に慣れ親しんできたサンドは、どちらの性にも定まりきらない流動的な性のあり方を生きるようになっていたのではないかと考えうるのである。

さらに、サンドは男でも女でもあると認識しているバイジェンダー（両性 bi-gender）でもあったとも考えられる。『女装と日本人』の著者の三橋は、「男でもあり女でもある」という「性を重ねた双方向的な特性」は一般の男性や女性とは異なる「特異なパワーの源泉」となるとし、この「双方力」を重視する考え方を「双性原理」と名付けた³⁴⁾。この「双性原理」は、天才と呼ばれる突出した才能をもつ人に適用しうると考えられるが、40年間に及ぶ作家生活で小説、戯曲、自伝、随筆など驚異的な筆力と頭脳で百編近い作品

33) *Ibid.*, pp. 149–150, Haruko Nishio, « George Sand, une intellectuelle dans la France du XIXe siècle », *Les héritages de George Sand aux XX^e et XXI^e siècles: Les arts et la politique*, Keio University Press, 2006, p. 29.

34) 三橋順子『女装と日本人』講談社、2008、pp. 39–42。

を生み出し読者を魅了したサンドは、確かに「双方力」を備えた作家だったのかもしれない。

ところで、19世紀フランスには、サンドのように著名人ではないが、ほぼ同時代に極めてラディカルな生き方をした二人の女性異性装者がいたことは、あまり知られていない。ガブリエル・ウーブル Gabrielle Houbre は、当時の新聞、裁判所の記録、市町村に届けられた婚姻届や死亡届などを綿密に調査し、この男装した二人の女性について詳かにしている。次章ではウーブルの論文に沿い、19世紀の女性異性装者フランソワとジャンについて検証してみたい³⁵⁾。

II. リモージュのフランソワ・デヴォ (1780-1854)

19世紀に生きた二人の女性異性装者とは、フランス革命前あるいは革命中に生まれ第二帝政時代に他界した、フランソワ・デヴォ François Desvaux (1780-1854) およびジャン・ガンバール Jean Guimbard (1792-1865) である。

フランソワ・デヴォは、1780年11月25日にフルリ・ラ・ヴァレでマリ = ジャンヌ = カトリーヌ Marie-Jeanne Catherine という女の子の名前で洗礼を受けている。裁判所の記録によれば、三十代の彼女は、農民だった両親が二人の兄たちのみに財産を残して亡くなった後、1811年に村を出た。その後、デヴォはフランソワと名前を変えて男の衣服を身につけ、下働きの労働者となり、フルリから30kmほど離れたところに掘っ立て小屋を建て居を定めた。このとき、マリ = ジャンヌ = カトリーヌは、自分の名前をフランソワという男性名に変更している。本人であることを証明する民事証書 *acte civil* に、母親の最初の結婚で生まれた長男のフランソワ・エドゥワンの名付け親がフランソワ・オリ François Hory だったと記載されていることから、フランソワの名を選んだと推測しうる。しかしながら、この名前に変更した時、すでに次の結婚相手で2歳年上の葡萄栽培者フランソワーズ・デュモンと知り合っ

35) Gabrielle Houbre, « François et Jean, nés filles au XIXe siècle », *Histoire No.* 372, Février, 2012, pp. 80-84.

ていたことから、フランソワーズの男性名のフランソワを選んだ可能性もある。

1819年、フランソワーズ・デュモンは病に罹り、夫婦は公証人に遺書の作成を依頼し、お互いを共有財産の受遺者に指定した。ほぼ三十年後の1851年、二人は別れることなく結婚を続けており、シェヌ・アルヌウの住民登録簿に彼らの名前が掲載されているが、そこではフランソワーズ・デュモンは、「デヴォの妻」となっている。恐らく70代の二人は年のせいで働けなかったのだと思われるが、備考欄には「貧困」と記されていた。

1854年9月15日の記録によれば、結婚届は1850年6月30日に公証人に提出された。戸籍管理人への正式な届け出はなかったものの、1854年8月22日にフランソワ・デヴォが死亡するまで、この二人の穏やかな結婚生活を疑問視した痕跡は何ら残されていない。僅かな遺産ではあったが、1854年にフランソワが亡くなった時、フランソワーズに財産相続がいくよう配慮がなされていた。

ところが、強欲なデヴォの男兄弟は、妹のマリ＝ジャンヌ＝カトリーヌが名前をフランソワに変えたことを知っていたかどうかは定かではないが、同年9月15日の裁判記録によれば、彼らは妹の身体的性に異議を唱え、死者の意志を無視して遺書を無効にしようとした。つまり、レズビアン同士の結婚はありえないとの当時の考えに基づき反論したのである。「死亡者の傍系家族が介入し、未亡人が存在しないという理由で遺書の無効を主張した」との文言が裁判記録に記載されている。税務署も死亡人と相続人との間に親族関係はないとしたが、五ヶ月後、妻のフランソワーズは庭付きの小住宅と家具、といってもベッド一つだったが、それと家禽を相続したのだった。フランソワーズ・デュモンは、その後、モンコルボンの姉夫婦と同居するために土地を去り、二年後に僅かな財産を彼らに残して他界している。

Ⅲ. 粉屋のジャン・ガンパール (1792-1864)

16歳のジャン・ガンパールは外面を男性そのものに見せかけ、ダンサックという村で粉屋の見習いの仕事を見つけた。1812年、その名前はジュル

ダン・デルブレ法男子名簿に記載された³⁶⁾。しかし、幸運なことに1811年11月1日の徴兵登録に関する一般通達には、身長1m48cmに届かない者は、歩兵隊から除外されるとあり、短躯のジャンはなんら疑われることなく徴兵免除の恩恵に与ることができたのだ。この時代、身長が足りない事例は頻繁にあり、国の徴兵から法的に逃れる最大要因となっていた。ジャンは、ダンサク村に徴兵免除証の発行を依頼したが、この証明書は本人証明も兼ねており出生証明書の代わりにもなる便利なものだった。約50名の小村を取り仕切る村長は、ジャンを若者だと信じきっていたので、ジャンの性別を疑っている節はなかった。ガンバルと名乗るジャンは、ダンサク村の出身者ではないが、6年もこの小村に居住している同郷者とみなされており、両親不明の不幸な私生児だとずっと信じられていた。その結果、1813年1月30日に公式文書に署名する前に、すでに徴兵名簿は作成されており、県の副知事もそれに署名していたのだ。こうして、ジャン・ガンバルは申告通り男性と登録され、本人証明となる徴兵免除証を入手し、女性との結婚が可能になった。

ジャン・ガンバルは、1792年9月20日の離婚法の成立により可能になった権利を利用し2回も結婚し夫になったという点で、当時の婚姻制度の先端をいった女性異性装者と云えるだろう³⁷⁾。ジャンの最初の結婚の記録は、リモージュから60kmほど離れたマニャック・ラヴァルという村に残されている。21歳のジャンは、10歳年上で3歳の女の子を持つシングルマザーの

36) ジュルダン・デルブレ法 (la loi Jourdan-Delbrel) とは、1798年9月5日に発布されたフランスの国民皆兵制度で世界初の近代徴兵制度とされている。Presses universitaires de Rennes : <https://books.openedition.org/pur/17207> (2018年9月28日閲覧)

37) 旧体制で禁止されていた離婚は、1792年9月20日、離婚法が成立したことにより、カトリックの教義に反して合法化されたが、ナポレオン民法典は1816年5月8日法で再び離婚を禁止した。サンドが1835年、弁護士ミッシェル・ドゥ・ブルジュを頼り、夫との別居訴訟の手続きに踏み切ったのは、このような当時の離婚が不可能だったという事情による。離婚が復活するには、第三共和制下の1884年7月27日のナケ法 (la loi Naquet) を待たねばならなかったのは、周知の通りである。

マリ・リサク Marie Lissac と 1813 年 2 月 9 日に結婚し、女の子の親権者となった。結婚は 1835 年に妻のマリが救済院で他界するまで続いたが、1842 年、50 歳のジャンは、同い年の未亡人ルイズ・ブラン Louise Blanc と再婚。ルイズは 1858 年に前妻と同様、救済院で亡くなっている。

村には公共の更正施設があったものの、家もなく収入もないジャンは、1864 年 2 月 3 日マニャックから 15km ほどのベラックで物乞いをし軽犯罪法で逮捕される。翌日、町の裁判所で再犯者としてリモージュのノジャ留置所に 8 日間勾留された。翌年の 1 月 3 日に出所するが、その直後に救済院に送られ、二週間後に死去している。死亡届はあいまいなものでジャンの出生や生活についての明確な記載はなかったが、性別ははっきりと明記されていた。彼女の痕跡を残す関連書類すべてに性別は男と記載されており、1 月 21 日の瓦版は「救済院の死体安置所で初めて本人の性別が判明した。この女性が自分の性と異なる性の衣服をなぜ着用したのか理由は不明である」と報じ、読者にどのようにしてこの女性が法に抵触することなく二度も結婚できたのかを説明するために、綿密な調査を開始した。かくして、当該のジャン・ガンバルは身長が足りなかったせいで兵役を逃れた際、出生届がなかったことで、その代わりとなる民事証書を作成してもらい、その証明書が法に適っていたことが明らかになったのである³⁸⁾。「この女性がなぜこれほど大胆なおこないができたのかは理解しがたく、どのようにして死ぬまで自分の性を隠し通しごまかすことができたのかは説明できない」と 1865 年 1 月 29 日の新聞は報じた。

IV. フランソワとジャンの異性装を可能にした要因

19 世紀の公証人に関する 1803 年 3 月 3 日法令を綿密に研究したガニエロ Gagneraux は、1834 年に「結婚している相手を騙すことが出来るような現実離れした状況があると考えるのは困難に思われる」と書いた時、フラン

38) 1804 年の民法典 71 条および 72 条は、正式な結婚をするためには出生証明書の提出を義務づけており、民事証明書がない場合には、公知証明書あるいはおもに証言に基づいて作成された本人証明書に置き換えることができた。

ソワやジャンの例のように逃げ口があるとは思ってもいなかったと思われる。

実際、極貧に近い貧しい境遇にあり読み書きができないフランソワとジャンを取り巻く環境は、劣悪だったと云える。その理由は次の通りである。まず第一に、代訴人は同じ性の人間と公然と夫婦となった者に3ヶ月から1年の禁固刑と罰金を科すことが出来るという法令が存在した（刑法330条）³⁹⁾。したがって、デヴォの妻とガンバールの二人の妻は、有罪判決を免れえなかったことになる。彼らの性別に疑念を抱いた住人が当局に全員を告発する恐れがあり、また噂となって小村の人々に知れ渡る危険もあった。土地台帳が示しているように、ジャンが共同体の中心から離れた場所に居を定めたのは、密告を警戒し私生活が外に漏れないよう配慮したものと考えられる。しかし、それでも住人は怪しんで、ガンバール本人に本当に男かどうか質問したことがあった。すると、その様子を中部新聞 *Courrier du Centre* は「彼は激怒した。彼は激しい性格だった」と書いた。「リモージュ人のこの本能的な反応は、デヴォにも認められる反応だが、決定的に彼が断ち切りたかった女という性の完璧な放擲と説明しうるだろう」とウーブルは指摘している⁴⁰⁾。

フランソワの場合は、先述したように、孤児で育った貧しい人間への同人心や憐憫の情からか、村人たちは証人台に立ったとき、公証人に真実がわからないような証言をし、真実を煙に巻いている。弱き者を助けようとする地域の共同体意識がフランソワ家の危機を救ったと考えられるだろう。

第二に、男の衣服の着用に関しては、それ自体は大罪ではなかったが、異性装を禁じる教義や法律が存在した。旧約聖書の申命記（22：5）には、「女は男の着物を着てはならない。また男は女の着物を着てはならない。あなたの神、主はそのようなことをする者を忌みきらわれるからである」と謳っているからだ。さらに、パリ警察庁の警視総監デュボワによって制定された1800年11月7日の警察令 *Ordonnance concernant les travestissements* は、女性に健康上の理由以外で異性の服装を着用することを禁じており、必

39) Houbre, *op.cit.*, p. 84.

40) *Ibid.*, p. 83.

要な場合は許可証を申請しなければならなかった⁴¹⁾。ウーブルは、フランソワもジャンもこの法令を知っていた可能性があるとしているが、バールが指摘するように当初は許可申請数も少なくこの法令は警告程度の機能しか果たしていなかったこともあり、二人の異性装者はこれを無視していたのではないかと推測される。

フランソワもジャンも、長期間、結婚生活を続け、異性装を実践した。おそらく彼らは女性と人生を共にすることを法に背く行為とは考えず、むしろ普通の夫婦生活と同じ異性婚と捉えていたのではないか。あるいは、他の女性に惹かれた女性が日常のレズビアン関係を継続するために男性の性を選択した可能性もある。彼らのパートナーとて同じ決意を共有していたのではなかろうか。フランソワ・デヴォは少なくともフランソワーズ・デュモンと35年間、ジャン・ガンバールは最初の伴侶と22年、二番目の伴侶とは16年間の歳月を共にした。

フランソワ・デヴォとジャン・ガンバールは、貧困層に属し、しかも女であるという二重の困難にもめげず、あらゆる危険を冒しながら、性の流動性に厳として譲らぬ社会秩序に揺さぶりをかけ、生物上の性を隠すために、あたかも前述した双性原理のパワーが発揮されたかのような異性装を実践したのである。

41) この警察令は、その後1892年及び1909年に改定され、自転車に乗る場合と乗馬の際に女性のズボン着用が許可されたが、法令自体は2013年まで存続した。クリスチヌ・バールは、19世紀半ばの1850年及び60年代の10年間に12件の申請が許可されたが、その中に画家のローザ・ボヌール Rosa Bonheur (1822–1899) が含まれていたと述べている。サンドがこの申請をしたかどうかについては、警察の資料に記録が残されていないことから、おそらく許可なしで演技力で男を演じ成功していたものと思われる。Christine Bard, “Le dossier D/B 58 aux Archives de la Préfecture de Police de Paris”, *Clio. Histoire, femmes et sociétés, Femmes travesties: un « mauvais » genre*, no. 10, 1999, pp. 155–67 : <https://journals.openedition.org/cli0/> 2018年12月10日参照。Christine Bard, *Une histoire politique du pantalon*, Seuil, Paris, 2010.

おわりに

本稿では、19世紀に生きた三人の女性異性装者、女性作家のジョルジュ・サンド、葡萄栽培者と結婚したフランソワ、それに粉屋のジャンが、どのように異性装を実践したかを明らかにした。サンドは、貧しい庶民階層の出身の母ソフィの助言を得て男装し、当時の恋人の名前の一部を借りた男のペンネームを武器に作家として自立し、男と対等かそれ以上の成功を収めた。他方、フランソワとジャンは、サンドとは属した階層や受けた教育などに大きな違いがあり、異性装の実践についても、前者がフルタイム異性装者だったのに対し、後者はパートタイム異性装者であったという相違が確認された。

しかし、どちらにも共通しているのは、異性装の期間の長短にかかわらず、異性装者を決断する動機が経済的要因にあったことだ。シュタインベルクは、アンシャン・レジムや革命期には一時的に兵士や船乗りになった女性たちが相当数いたと指摘している⁴²⁾。どのような職業であれ、男性の方が女性より明らかに支払われる給料が高かったからである。これは、サンドやフランソワとジャンが異性装を実践した最大理由の一つといえる。しかし、彼女らのモチベーションは兵士や船乗りとなった女性たちより、ずっと深いところにあったのではないだろうか。彼女たちは、女性を第一の性の男性に頼らざるを得ない脆弱な性と規定した民法典や権力に対し、人間としての当然の権利を要求するためにトランスジェンダーの生き方を敢然と選択したのだ。ここでは、彼女たちの異性装は、既存の権力やステレオタイプ思考への挑戦であり、「男らしさ」「女らしさ」といった二項対立システムを危機に陥れるための手段として機能した。その意味で、本稿で取り上げたフランス19世紀の異性装は、ジェンダーで境界線を引かれた領域への象徴的な侵犯と越境であり、ジェンダー史に残した彼女たちの功績は大きいと云えるのである。

42) 『社会表象としての服飾——近代フランスにおける異性装の研究』前掲書、p. 11。シュタインベルクは、16世紀に13名、17世紀35名、18世紀142名、仏革命期117名の異性装の事例を検証している。Sylvie Steinberg, *La Confusion des sexes*, Fayard, Paris, 2001.

本稿で解明できた点は必ずしも多くはないが、ジョルジュ・サンドと異性装の時代の連関性と寓意を理解する上で若干なりとも寄与できたと思われる。近世フランスおよび江戸時代の女性異性装者との比較を今後の課題としたい。

フランス歴史年表・ジェンダー史 17～19世紀を中心に

17世紀：ブルボン朝 絶対王政の基礎	
1589年	アンリ3世、暗殺され、ブルボン家の新教徒アンリ4世即位。ブルボン朝の成立。
1593年	アンリ4世、カトリックに改宗。
1598年	ナントの勅令、新教を認める。産業の保護。 カナダへの進出 重商主義政策の推進、絶対王政の基盤を築く。
1610年	ルイ13世、8歳で王位を継承。母マリ・ド・メディシスが摂政。
1624年	ルイ13世、リシュリュー枢機卿を宰相に任命。
1643年	ルイ13世、死去。ルイ14世、5歳で即位。マザラン枢機卿が摂政。
1648年	フロンドの乱、民衆と法服貴族が蜂起。 三十年戦争の終結。ヴェストファーレン条約によりフランスは東部領土を拡張し興隆する。
1650年頃	ランブイエ侯爵夫人のサロン。 マドレーヌ・ド・スキュデリの才女サロン「土曜会」(プレシオジテ)。
1659年	西仏戦争、仏勝利。ピレネー条約、フランス強国化とスペイン没落。 モリエール『才女気取り』 cf.『女学者』(1672)。
17世紀後半から18世紀前半：ルイ14世 絶対王政最盛期	
1661年～	太陽王ルイ14世の親政(～1715)。宰相マザラン死去。
1673年	プーラン・ド・ラ・パール『両性の平等に関する身体および精神論』
1678年	ラファイエット夫人『クレープの奥方』
18世紀中葉：ルイ15世 絶対王政の衰退	
1723年	ルイ15世の親政。 女騎士デオン(～1810):外交官、スパイ、兵士、フリーメーソン会員。
1736年	女装の聖職者ショワジー『デ・パール伯爵夫人の回想記』
1737年	デュ・シャトレ侯爵夫人、科学論文「自然および火の伝播に関する論考」出版。
1762年	ジャン＝ジャック・ルソー『エミール または教育について』 cf.『人間不平等起源論』(1755)、『近代音楽論究』(1743)

1763年	七年戦争の終結、パリ条約の締結。 イギリスにカナダ、フランス領ルイジアナなど海外植民地の大半を割譲。
1775年	ルイ16世統治下、アメリカ独立戦争開始、フランス参戦。
1776年	アメリカ独立宣言公布。
1780年	ヴェルサイユ宮殿のトランスジェンダー、サヴァレット・ド・ランジュ嬢の誕生（～1858） 女性異性装者、村人のフランソワ・デヴォ（～1854）
18世紀末から19世紀初頭：アンシャン・レジームの矛盾深化→フランス革命勃発 →第一共和政→ナポレオンの第一帝政	
1789年	フランス革命、バステュー襲撃、人権宣言。
1790年	ニコラ・ド・コンドルセ『女性の市民権の承認について』
1791年	国民公会（革命政府の中央機関）。 ルイ16世およびマリ・アントワネット処刑。ジャコバン派独裁による恐怖政治。 国民総動員法、女性の政治結社禁止。 オランプ・ドゥ・グージュ『女権宣言』（人権宣言の女性版）
1792年	女性異性装者、ジャン・ガンバール（粉屋のジャン）（～1865）
1795年	国民公会の廃止、総裁政府成立、家庭復帰令。
1798年	マルサス『人口論』（英）
1799年	ブリュメールのクーデター。ナポレオン・ボナパルト統領政府を樹立。 ハナ・モア『現代女子教育制度批判』（英）
1803年	ナポレオン、フランス領ルイジアナをアメリカに売却、北米大陸から完全撤退。
1804年	フランス民法典（ナポレオン法典）。
1806年	神聖ローマ帝国解体、帝国16領邦からなるライン同盟を結成。 英、ロシア、スウェーデンを除くほぼ全ヨーロッパを支配下に。
1807年	奴隷貿易禁止（英）。
1808年	奴隷貿易禁止（米）。
1810年	姦通罪復活。
1812年	モスクワ大火。ナポレオン、ベレジナ川の戦い大敗北。
1813年	祖国女性協会結成（独）。
1814年	第一次王政復古。ブルボン朝復古。ルイ18世、フランス王に即位。 ウィーン会議。
1815年	百日天下、ワーテルローの戦い。ナポレオン、対仏同盟に敗北。

1814年～1848年：第二次王政復古・七月王政	
1830年	七月革命、市民王ルイ＝フィリップの七月王政＝ブルジョワ王政（～1848）
1832年	女性隷制反対協会設立（米）。 ジュルジュ・サンド、『アンディアナ』でベストセラー作家に。
1837年	ヴィクトリア女王即位（～1901）（英）。
1839年	ジュルジュ・サンド、トランスヴェスタイトの物語『ガブリエル』出版。
1840年	フロラ・トリスタン『ロンドン散策』を発表。 cf.『女性の解放、または女性バリアの遺言状』（1845）
1844年	工場法（英）：女性労働12時間に制限、47年に10時間に短縮。
1848年～1852年：第二共和政	
1848年	二月革命、臨時政府。国立作業場創設。四月普通選挙。 第二共和政憲法（人民主権、三権分立、大統領制、男子普通選挙法）。 ウジェニー・ニボワイエ、『女性の声』刊行。 「女性クラブ」の会長デジレ・ゲー、女性に仕事と参政権を求める署名活動。
1851年	ルイ＝ナポレオンのクーデター。
1852年～1870年：第二帝政から第三共和政へ	
1853年	マルグリット・ブシコー、フランス初の百貨店「ボン・マルシェ」設立。 商業革命。 男装の画家ローザ・ボヌール『馬の市』で一躍著名アーティストに。
1861年	ジュリー＝ヴィクトワール・ドービエ、フランス初の女子大生（バカロレア取得）。
1862年	エリザ・ルモニエ、フランス初の女子職業教育学校設立。90年には8校に。
1870年	普仏戦争、セダンの戦いでナポレオン3世捕虜に→退位。 プロセイン軍、ヴェルサイユ宮殿でヴィルヘルム1世の皇帝即位宣言を挙行、フランスの屈辱。
1870年～1940年：第三共和政 長期不況を脱し経済成長。政治的安定の回復。飛躍的な工業化。 大量消費時代の始まり。第一次大戦前の繁栄の時代＝「ベル・エポック」。	
1871年	ティエールを首班とする臨時政府、プロイセンに降服。 パリ＝コミュン：パリの市民・労働者反発、徹底抗戦を展開。
1873年	コレット、レジョン・ドヌール勲賞受賞。 cf.『シェリ』（1920）、『青い麦』（1922）
1875年	第三共和政憲法。資本主義の急速な成長、列強間の対立抗争激化。 マドレーヌ・ブレ、フランス女性初の医学博士号取得。

1882年	ルイーゼ・ミッシェル『悲惨』 マリア・ドレーム、フランス初の女性フリーメイソンに。
1883～ 1885年	東南アジアにおける清仏戦争。ベトナムに対する清の宗主権を排除。 フランス領インドシナ連邦の領土を拡大。
1889年	ブーランジェ事件（反議会主義・反共和主義の陸軍将軍のクーデター未遂事件）。
1890年	ドイツ、ロシアとの再保障条約の延長を拒否。ロシア、フランスに接近。 1894年に露仏同盟を締結。
1892年	パナマ事件（パナマ運河をめぐる汚職事件）。 ジャンヌ・ショーヴァン、フランス初の法学博士。1990年、女性初の 弁護士に。
1894年	ドレフュス事件（軍部と右派の陰謀による冤罪事件）。
1897年	マルグリット・デュラン、女性による女性のための新聞『ラ・フロンド』 紙刊行。
1898年	日清戦争後、ロシア・ドイツとともに日本に三国干渉、遼東半島を還付。 中国分割、広州湾を租借、鉄道敷設権など獲得。
1904年	英仏協商→三国協商（仏・英・露）。三国同盟（独・オーストリア・伊）。